様式第４号（第７条関係）

（表）

特定事業に係る土地使用同意書

特定事業の許可申請者（　　　　　　　　　　　　　　）の行う土砂埋立て等については，裏面の留意事項を了承の上，私の所有する次の土地の使用について同意します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 土地の所在地及び地番 | 地目 | 登記簿上の地積（㎡） |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

また，同意するにあたり，　　　年　　月　　　日に上記の特定事業の許可申請者から以下の事項について，説明を受け，その内容を確認しました。

1. 住所及び氏名（法人にあっては，主たる事務所の所在地，名称及び代表者の氏名）並びに現場責任者（特定事業を行う現場責任者）の氏名

　２．特定事業の目的，位置，面積及び期間

　３．特定事業の用に供する事務所及び施設の設置計画並びに位置

　４．特定事業に使用される土砂等の量，土砂等の搬入及び搬出の計画

　５．特定事業が行われている間における以下の措置内容

①　廃棄物の土砂等への混入を防止するために講ずる措置

　　②　土壌安全基準に適合しない土砂等の使用を防止するために講ずる措置

　　③　当該事業区域外の地域への排水の汚染状態を測定するために講ずる措置

　　④　当該事業区域内から発生する粉じん，騒音及び振動を防止するために講ずる措置

　　⑤　当該事業区域外の地域への土砂等の流出又は崩落による災害の発生を防止するために講ずる措置

　６．特定事業が完了した場合の事業区域の構造（一時たい積事業の場合は，一時たい積事業が行われている間の事業区域の構造）

　７．特定事業の施工中及び施工後の当該事業区域とその周辺の地域の景観において，自然環境との調和を図るために講ずる措置

ここに同意したことを証するため，署名押印します。

　　　　年　　月　　日

　土地所有者【法人にあっては，主たる事務所の所在地】

住　所

【法人にあっては，名称及び代表者の氏名】

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（注）土地の所有者が法人の場合は，署名押印に代えて記名押印を行うことができる。

（裏）

|  |
| --- |
| 【同意後の留意事項】  　１　特定事業を行うことについて同意をした土地の所有者は，次の事項を行う必要があります。  　　(1)　特定事業が行われている間，毎月１回以上，当該事業の施工状況を確認すること。  　　(2)　(1)の確認の結果，同意した内容と明らかに異なる特定事業が行われていることとを知ったときは，当該土砂埋立て等を行う者に対し，当該特定事業の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに，速やかにその旨を市長に報告すること。  　　(3)　特定事業区域において，土砂の崩落，飛散若しくは流出又は土壌安全基準に適合しないことにより，市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障又は災害防止上の支障が生じ，又は生じるおそれがあることを知ったときは，速やかにその旨を市長に通報すること。  　２　上記の確認，報告又は通報を怠った場合，土地の所有者は，市より必要な措置を講ずるよう勧告，命令を受けることがあります。  　３　２の命令に違反した場合，６月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。 |
| 神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例（抜粋）  　（土地所有者の同意）  第11条　第８条の許可を受けようとする者は，あらかじめ，規則で定める書面により，特定事業を行うことについて，当該特定事業の事業区域内の土地所有者の同意を得なければならない。ただし，第８条の許可を受けようとする者と土地所有者が同一である場合にあっては，この限りでない。  ２　前項の規定による同意をした土地所有者は，前項の特定事業の事業区域内の土地所有者の変更があったときは，第８条の許可を受けようとする者又は第８条の許可を受けた者に対し当該変更後の土地所有者の氏名又は名称及び住所を通知しなければならない。  ３　第８条の許可を受けようとする者又は第８条の許可を受けた者は，規則で定める書面により，特定事業を行うことについて，前項の変更後の土地所有者の同意を取得し，当該書面を市長に届け出なければならない。  　（特定事業に係る土地の所有者の義務）  第35条　第11条第１項又は第３項（第16条第４項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）に規定する同意をした土地所有者は，特定事業が施工されている間，規則で定めるところにより定期的に当該土砂埋立て等の施工状況を確認しなければならない。  ２　第11条第１項又は第３項の規定により特定事業の実施について同意をした土地所有者は，前項の規定による確認の結果，第８条の許可又は第16条第１項の変更の許可の内容と異なる土砂埋立て等が行われ，又は行われたおそれがあることを知ったときは，直ちに，第８条又は第16条第１項の許可を受けた者に対して，当該特定事業の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに，速やかに市長にその旨を報告しなければならない。  ３　第11条第１項又は第３項の規定により特定事業の実施について同意をした土地所有者は，前２項に規定する場合のほか，特定事業の事業区域内で，土砂の崩落，飛散若しくは流出又は土壌安全基準に適合しないことにより，市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障又は災害防止上の支障が生じ，又は生じるおそれがあることを知ったときは，速やかにその旨を市長に通報しなければならない。  　（特定事業に係る土地所有者に対する勧告及び命令）  第36条　市長は，第28条の規定による勧告又は第29条各項若しくは第30条第３項の規定による命令（特定事業の停止に係るものを除く。以下この条において「命令等」という。）をしたにもかかわらず，当該命令等を受けた者が期限までにその命令等に係る措置を講じないときは，当該命令等に係る特定事業について，第11条第１項又は第３項の同意をした土地所有者であって次の各号のいずれかに該当する者に対し，当該命令等に係る必要な措置を講ずるよう勧告することができる。  　(1) 前条第１項の規定による確認を怠った者  　(2) 前条第２項の規定による報告を怠った者  　(3) 前条第３項の規定による通報を怠った者  ２　市長は，前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であって，その者に対し前項の命令等に係る必要な措置を講じさせることが相当であると認めるときは，当該命令等に係る必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。  　（罰則）  第45条　第36条第２項の規定による命令に違反した者は，６月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。  　神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則（抜粋）  　（土地所有者による土砂埋立て等の施工状況の確認）  第24条　条例第35条第１項に規定する施工状況の確認は，次に掲げる事項について，毎月１回以上行うものとする。  　(1) 施工状況が，条例第11条第１項及び第３項の規定による同意の際，説明を受けた内容に相違していないこと。  　(2) 当該特定事業区域において，土砂等の崩落，飛散若しくは流出による災害の発生又はそのおそれがないこと。  ２　前項の場合において，条例第11条第１項及び第３項の規定に基づき，特定事業の実施について同意した土地所有者が，施工状況の確認を行うことが困難な事情があるときは，他の者に確認させることにより施工状況の確認を行うことができる。 |